## 世 界

放

# 婦人に対する全ゆる形態の差別撤廃条約につい

# 恵子

総収入のわずか払しか受けとらず、全世界の富の‰も所有 間の合計の%を働いている。それにもかかわらず、 していない」。 人類の半分は女である。その女たちは 「全人口の光、労働力人口の光、そして世界中の労働時 世界の

上の女たちの姿であるが、これほど適確な表現はないだろこれは国連当局の報告文書のなかでのべられている地球 しかし実際の姿はこれ以上であるといわねばならない、

And the second s

労働力人口の半分をしめている。 先進資本主義、とくにEC(欧州共同体)諸国でも労働 世界の人口の三分の一をしめる社会主義国では、婦人は

らば、やはり約半分は女性であると推際される。 つきながら、統計上にはあらわれていない数を考慮するな 実際にはパート、内職、 力人口の約半分は婦人である。 わが国でも婦人は労働力人口の三八%をしめているが、 アルバイトなど所得を得る労働に

更に世界の国の四分の三をしめる貧しい発展 途 上国 で その人口の半分をしめる婦人の七―八〇%が農民であ 食糧生産と家事、多数の家族の世話など、まったく無報

酬の労働のもとにある。

胎動と躍動の時代である。 とにあった民族、人種、階級、階層と婦人の解放のための 私たちが生きているこの時代は、 搾取、 差別、 抑圧の

地球的な規模ですすめられていることに目を開く必要があ とくに婦人の地位向上と解放のための努力は、 こんに ち

ければならない。 このような努力は人類の歴史はじまっていらいといわな

参加。同時に一四日から二四日までの一〇日間、近くのユ センターには世界約一四○か国の政府代表約三○○○名が 会議の開幕を大きく報じている。北欧最大の会議場ベラ・ 四日にデンマークのコペンハーゲンでひらかれた国連婦人 ニバシティ したと報じている。 私がこの原稿を書いている七月一五日の新聞 ーラムには世界各国から約八○○○人の女性たちが参 ・センターでひらかれた非政府機関(NGO)

うけられた|九七六年| この会議の目的は、 一九七五年国際婦人年につづいても 一九八五年婦人の地位向上のため

> コトコミ 万女もつ要求こよって、世界会議では署名し、世されていないとして、批准に難色をしめしていたが、民主ノースリート。 を検討することにある。 界では七五カ国が署名した。) 団体や革新政党の要求によって、世界会議では署名し、 会議の署名式を通じて批准促進が計られるものと思われる 時点では、 効するには二○か国の批准が必要で、世界婦人会議開幕の 人差別撤廃条約)の署名式がおこなわれる。この条約が発 教育」があげられ、また昨年末に国連総会で採 択 さ れ た 「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(婦 (日本政府はこの婦人差別撤廃条約について国内法が整備 「国際婦人の一〇年」 すでに署名ずみの国が一二か国あり、この世界 その重点項目には「雇用・健康 の前年部の中間総括と今後の方向

その実現についての責任を社会的強制力をともなって課 階層および機関、とくに政府・行政機関および使用者側に の一〇年」設定によって、経済、社会の支配・指導階級と 二に婦人の差別撤廃、地位向上のとりくみのための「婦人 動と闘争の共通の武器にすることができることであり、 別撤廃条約の批准、発効を促進し、それによってこれを行 史的実験こそ、こんにちの世界を特徴づけるものである。 規模でつづけられているというこの人類史上かつてない歴 婦人の差別撤廃と地位向上のためのとりくみが世界的な すなわち、この世界婦人会議の意義は、第一に婦人の差 第

られることである。

集大成されたものということができる。 関で採択されてきた国際文書に立脚しており、いわばそ にいたる戦後一貫した国連レベルでの努力にふれる必要が 婦人差別撤廃条約の内容にふれるまえに、この条約成立 世界人権宣言、国際人権規約と国連およびその専門機 この条約はその前文でうたっているよう に 国 連 憲 の

置をきめた。 合国代表はサン・フランシスコにあつまって国際連合の設 一九四五年六月二六日、すでにイタリア、ドイツが敗北 日本の敗北と世界の平和の訪れが予想されたとき、連

命力をもっている。 点であり、理念として、こんにちもなおいきいきとした生 そのとき採択された国連憲章は、戦後の国際政治の出発

その前文は、つぎのことばからはじまっている。

「われら連合国の人民は

に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類

うべき世界人権宣言(一九四八年国連総会採択)、 国の同権に関する信念をあらためて確認」する、と。 この国連憲章の精神は、人権に関する国際的理念ともい 基本的人権と人間の尊厳および価値と男女および大小各 万民の

> 育科学文化機関)などの努力があったことをみのがすわけ 地位委員会、ILO(国際労働機関)、ユネスコ(国連教 うけつがれ、他方では婦人の地位向上に関する一連の条約 基本的人権をうたいあげた国際人権規約(一九六六年) にはゆかない。その努力の主な結晶は、 際文書の採択にみることができる。 そのかげには、国連の専門機関である婦人の 第一表の一連の国

平等の実現にとって必要な国際的環境について条約がとっ 件だとしていることである。 独立・主権の尊重が、男女の権利の平等の不可欠の前提条 効果的国際管理による核軍備の縮少、被抑圧人民の自決・ 諸国間の相互協力、平等・互恵・全面、完全軍縮、 ならびに内政干渉の根絶、第二に国際平和および安全の強 植民地主義、新植民地主義、侵略、外国の占領および支配 ている基本的立場である。前文に述べられているように第 一にアパル そこで、まず注目しなければならないのは男女の権利の つぎに婦人差別撤廃条約の内容にふれてみたい。 国際間の緊張緩和、社会・経済制度を問わずあらゆる トヘイト、 あらゆる形態の人種主義、人種差別、

て基本的人権の保障がないことを示唆している。 性が国の支配層から云々されているわが国には平和なくし この基本的立場は、防衛予算が増大し、徴兵制度の必要

廃のための適切な措置をとること(第二条)をさだめて そのために行動すること、個人・組織と企業は婦人差別撤 る差別行為・慣行を差し控えること、公的機関はすすんで を自国の憲法・立法に確立すること、 よび基本的自由を害してはならないとしている(第一条) 会、文化、市民的その他いかなる分野においても、人権お もとづく差別 その具体的措置として、締約国は、まず男女平等の原則 さてこの条約が定める「婦人に対する差別」とは「性に ・排除または制限」をいい、 婦人に対するあらゆ 政治、 経済、

みなしてはならない」としている(第四条) 他方では母性保護の特別措置について、これを「差別と

をさだめると同時に、 こどものときからの家庭教育を重視し、社会的役割として 女の役割分担の偏見や慣習や慣行をなくすために、とくに いてこどもに教える必要があるとしている(第五条) の母性の理解や子どもの養育における男女の共同責任につ さらに、あらゆる形の人身売買と売春の禁止(第六条) また「男はしごと」 政治的、 「女は家庭」という定型化された男 公的生活における婦人の差

別撤廃の具体的措置について、つぎのようにあげている。

- あらゆる選挙・国民投票への権利、 公選による機関に
- 政策の策定、その実施に参加する権利、政府のすべて ベルで公職につき、 すべての公務を遂行する権利
- 加する権利 それと並行して、国際レベルにおいても、 国の政治に関係のふかい非政府機関や非政府団体に参 (第七条) 自国政府を代

うたっている (第八条)。 つぎに国籍上の男女不平等問題がある。わが国の国籍法

国際機関の活動に参加する機会の男女平等の権利を

きである。 さだめている。日本の国籍法改正は緊急におこなわれるべ 姻中の夫の国籍変更が、自動的に妻の国籍を変更したり、 妻を無国籍にし、または夫の国籍を妻に強制」してはなら 無国籍になったりという非人間的な扱いをうけている。婦 ないとし、 平等の権利をうたい、 人が国籍を失なったり、国際結婚の結果うまれたこどもが 人差別撤廃条約第九条は、国籍の取得、変更と保持の男女 父系血統主義にたっているために外国人と結婚した婦 またこどもの国籍にたいする男女平等の権利を 「とくに、外国人との結婚または婚

第一〇条は、 教職における男女平等をうたっているが、

具体的措置として重要と思われるのは、 つぎの点である。

- る男女平等の権利 都市・農村における教育施設への進路、職業指導、勉 技術教育、 修学証書取得の男女同一の権利。就学前教育、 専門教育および高等技術教育におけ
- 同一の質の学校施設への機会、 一の教育課程、同一の試験、 同一の資格の教職員や
- 割の固定概念を撤廃すること、そのために男女共学をめざ 教育書、 あらゆるレベルの教育においてあらゆる形の男女の役 授業計画や教授法の調整をおこなう。
- 奨学金、スポーツ、体育、 などである。 家族計画教育の 機 会 の 平

られなければならない。 にしていくという立場からの家庭科男女共修が早急にはか していることである。これについては家庭責任を両性分担 める法の下の平等、教育基本法の精神にもとづいて戦後出 わが国においてもっとも問題になるのは、新憲法のさだ た男女共学が家庭科女子必修の導入によって逆もどり

問題であり、婦人差別撤廃条約はその具体的内容として、 一方では平等、 こんにちもっとも大きな婦人問題は、雇用にかかわる諸 他方では母性保護をあげている。具体的に

- の権利 すべての人間の奪うことのできない権利としての労働
- をふくむ)の権利 同一の雇用機会(雇用における同一の選考基準の適用
- 職業の自由選択の権利、 職業訓練の権利 昇進、 雇用保障、 給与、 労働
- 同一待遇の権利、 同一価値労働に対する同一報酬(諸手当をふくむ)と 労働の質の評価の平等な取り扱
- 合の社会保障と有給休暇の権利。 退職、失業、傷病、廃疾、老令その他の労働不能な場
- ふくむ)についての権利などをさだめている。 作業にかかわる健康の保護と安全(生殖機能の保護を

講ずるべきであるとしている。 禁じ、婦人の労働権をまもるためにつぎのような具体策を また他方では、 婚姻または母性を理由とする婦人差別を

- する解雇について制裁を課して(傍点筆者)禁止 妊娠または母性休暇を理由とする解雇や婚姻を理由と
- 母性休暇の導入 生活保障、元職復帰、 先任権と社会手当の保障による
- 保育所網の設置
- 妊娠中の婦人にたいする有害業務からの保護(第一一

79 現代世界と婦人解放

ている。要な場合に無料)、妊娠と授乳期間中の栄養の確保をあげ要な場合に無料)、妊娠と授乳期間中の栄養の確保をあげ保健事業における差別撤廃、妊娠、分娩と産後の便益(必第一二条は保健に関する平等にふれ、家族計画をふくむ

参加する権利の平等をあげている。・レクリェーション活動、スポーツとあらゆる文化生活にあげ、・家族給付・銀行貸付・抵当その他の金融上の信用第一三条は、経済、社会生活分野の婦人差別撤廃をとり

五条)の平等についで、婚姻と家族関係にかかわる男女平 等の権利について、婚姻と婚姻の解消時の権利、子どもの保 に、子どもの数と出産の間隔の自由の権利、子どもの と責任、子どもの数と出産の間隔の自由の権利、子どもの と責任、子どもの数と出産の間隔の自由の権利、子どもの と責任、子どもの数と出産の間隔の自由の権利、子どもの と責任、子どもの数と出産の間隔の自由の権利、子どもの と責任、子どもの数と出産の間隔の自由の権利、子どもの と責任、子どもの数と出産の間隔の自由の権利、子どもの と責任、子どもの数と出産の間隔の自由の権利、子どもの とする配偶者双方の権利などの平等をうたい、「あらゆる場 する配偶者双方の権利などの平等をうたい、「あらゆる場 する配偶者双方の権利などの平等をうたい、「あらゆる場 する配偶者双方の権利などの平等をうたい、「あらゆる場 する配偶者双方の権利などの平等をうたい、「あらゆる場 は至上である」と、こどもの保育・ を言い、「あらゆる場 はでいる。

> 、。 しかし国際基準としてだされている意義は は か り しれな明らかにした点で画期的なものといわなければならない。ついて、この条約はその分野とその基準について具体的に

Ξ

・勧告)案が決まったことである。が議題としてとりあげられ、そのための新しい文書(条約女労働者の機会均等・平等待遇・家庭責任をもつ労働者」ジュネーブでひらかれた第六六回ILO総会において、「男つぎに述べなければならないのは、ことし六月スイスのつぎに述べなければならないのは、ことし六月スイスの

ければならないかが検討されてきたのであった。親が職場と家庭の二重の責任をはたすために何がなされな女共通にある」という立場から、一九七二年以降は働く両た。しかしこの勧告のよってたつ視点は、「家庭責任は男庭責任をもつ婦人の雇用に関する一二三号勧告を 採 択 しすでに表旦でしめしたように、ILOは一九六五年に家すでに表旦でしめしたように、ILOは一九六五年に家

具体的な措置があげられている。たとえば労働条件をみるとともに男女労働者の家事・育児の社会化、軽減のためのが、この案では、さきに述べた雇用における平等をうたう新しい文書は 次期通常総会での 討議 が 決定されている

と、所定労働時間および時間外労働をだんだんに短縮すると、所定労働時間および時間外労働をだんだんに短縮すること、交替労働制度や夜間労働の割当のときには家庭責任と、交替労働制度や夜間労働の割当のときには家庭責任と、交替労働者の要求を考慮すること、転勤のときにはが実行可能なときには、パートへの移行およびフルタイムへの移行の選択権と機会があたえられること、両親のいずれかが元職復帰・雇用上のすべての権利保障のかたちで育児休郎ともの病気のとき休暇をとることができるようにすること、加少のこどもの母または父はこどもの病気のとき休暇をとることができるようにすることなどである。

は無料でおこなわれることとしている。 また保育所の増設とともに、その利用は合理的料金また

理されたり、 準備された食物 の 利用などが あげられてい業グループの食堂、学校や児童保育センターの食堂)、調価格で滋養豊富な食糧をうるための施設(一企業または企備・物、共同や協同所有設備の提供とその利用と合理的なさらに家事労働の軽減、単純化のために、そのための設

ている。 しめしており、その実現はこれからの行動と闘争にかかっしめしており、その内容はともに婦人解放の具体的目標を国際文書案も、その内容はともに婦人解放の具体的目標をLOの家庭責任をもつ男女労働者の機会均等・平等待遇のこれまで述べたように、国連の婦人差別撤廃条約も、I

四

りまえになった。
りまえになった。
しまえになった。
しまえになった。
しまだかつてない数に激増している。雇用者総数にしめるでも、こどもをうんでも婦人がは死婚者であり、いまでは結婚したの割合も三三・八%とかつてない高率をしめしている。場人労働者の六六・九%は既婚者であり、いまでは結婚したの割合も三三・八%とかつてない高率をしめしている。といまだかつてない数に数増している。雇用者総数にしめるの割合もご三・八%とりまく政治、経済、社会の現まなになった。

を加えるならば日本経済の半分をささえている経済大国日いずれも日本より男女の賃金格差は少なく、パート、内職ランダ八○%、イギリス七四%、オーストラリア九四%とデンマーク八五%、フランス八七%、西ドイツ七三%、オひどさである。先進基本主義国をみるとベルギー七○%、ひどさである。先進基本主義国をみるとベルギー七○%、しかし男女賃金格差は男子一○○として約六○%という

本の婦人労働者の賃金格差は「最大」である。

9とで、新しい問題をはらんできている。 賃金問題は、一九七三年石油ショック以降の長期不況の

問題は生活防衛の様相さえおびてきているといえよう。 憲法二五条の生存権保障の精神にたち返り、 緊急課題になってきている。それは、「すべて国民は、健 是正とともに、他方ではこれ以上下げられない、これだけ 男女格差を持続したままで、実質賃金の低下―低賃金化を 職場から再構築することと結びついている。 康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という なくては生活できないという全国一率最低賃金制の確立が たどっている。 危機的情況がでてきていることである。こうして賃金は、 まで持続すると警告しているほど労働者家庭経済にとって を持続していることであり、 そのひとつは年功序列賃金の中高年男子層のうち切りで そのふたつはことし二月以降、実質賃金がマイナス したがってこんにち一方では男女賃金格差 労働省ですらこの傾向が来春 新しい運動を いまでは賃金

ている。婦人差別撤廃条約は、労働権の確立を第一にうたあろう。日本も例外ではなく、男女失業者は一九七五年にあろう。日本も例外ではなく、男女失業者は一九七五年にさて「国連婦人の一○年」後半のテーマのひとつに雇用

今し、社会問題化する必要がある。 ちし、社会問題化する必要がある。 ちし、社会問題化する必要がある。 ちし、社会問題化する必要がある。 をした女子労働者の不安定雇用が激増しており、週三五時にした女子労働者の不安定雇用が激増しており、週三五時にした女子労働者の不安定雇用が激増しており、週三五時にした女子労働者の不安定雇用が激増しており、週三五時にした女子労働権確立はこれから大きな社会問題化する必要がある。

「国連婦人の一〇年」後半の二つのテーマに 保健 が ある。こんにちいわゆる「減量経営」―雇用合理 下 に あっる。こんにちいわゆる「減量経営」―雇用合理 下 に あっる。こんにちいわゆる「減量経営」―雇用合理 下 に あっる。正人にちいわゆる「減量経営」―雇用合理 下 に あっる。正人にちいわゆる「減量経営」―雇用合理 下 に あっる。こんにちいわゆる「減量経営」―雇用合理 下 に あっる。こんにちいわゆる「減量経営」―雇用合理 下 に あっる。

休暇のもとで、女子保護廃止の労基法改悪は、言語同断と取得されていない。このような劣悪な労働密度、労働時間、低約三週であり、日本は最低一週・最高二○日さえ満足に継続して二週取得を国際最低基準としている。欧米では最年次有給休暇についてⅠLO一三二号条約は最低三週、

いわざるをえない。

他方では、経済大国日本の世界「最劣等国」の母性保護他方では、経済大国日本の世界「最劣等国」の母性保護れている。

大な平和勢力になりうるだろう、と私は考えている。一〇年」の設定は、日本における婦人解放を前進させ、の一〇年」の設定は、日本における婦人解放を前進させ、の一〇年」の設定は、日本における婦人解放を前進させ、の 一〇年」の設定は、日本における婦人解放を前進させ、の 一〇年」の設定は、日本における婦人解放を前進させ、

(一九八〇年七月一五日記す)

### おわりに

統一的な要求と行動は、これからの日本の政治、社会、経大衆的な中間年の集会を予定している。ここにしめされた人の一〇年、中間年実行委員会」に衣がえして、さる四月組婦人部・婦人団体四八団体で組織)は、ことし「国連婦組婦人部・婦人団体四八団体で組織)は、ことし「国連婦人の一〇年、中間年実行委員会」に衣がえして、さる四月組婦人部・婦人団体四八団体で組織)は、ことし「国連婦人の一八七五年国際婦人年の日本大会をきっかけに生まれた一九七五年国際婦人年の日本大会をきっかけに生まれた

### 表 1 国連採択文書

| 1945 | 国際連合憲章採択                 |   |
|------|--------------------------|---|
| 1948 | 世界人権宣言採択                 |   |
| 1950 | 人身売買および売春の搾取禁止条約         |   |
| 1952 | 婦人の政治的権利に関する条約           |   |
| 1957 | 既婚婦人の国籍に関する条約            |   |
| 1962 | 婚姻の同意と婚姻の最低年令および登録に関する条約 |   |
| 1966 | 国際人権規約採択                 |   |
| 1967 | 男女差別撤廃宣言採択               |   |
| 1975 | 国際婦人年世界会議世界行動計画採択        |   |
| 1979 | 婦人差別撤廃条約採択               |   |
|      | <u> </u>                 | ł |

### 表 2 国連専門機関の主な採択文書

| <del></del> |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| 1945        | ILO憲章採択(改正)                      |
| 1948        | IL089号条約(工業に使用される婦人の夜業)採択        |
| 1952        | ILO 100 号条約・90号勧告(男女同一価値労働に対する同一 |
|             | 報酬)採択                            |
| "           | IL0102号条約(社会保障の最低基準)採択           |
| "           | ILO103号条約・95号勧告(母性保護)採択          |
| 1958        | IL0111号条約・勧告(雇用・職業の差別待遇)採択       |
| 1960        | ユネスコ(教育における差別待遇の防止)条約採択          |
| 1964        | IL0122号条約・勧告(雇用政策)採択             |
| 1965        | IL0123号勧告(家庭責任をもつ婦人の雇用)採択        |
| 1970        | ILO132号条約(年次有給休暇)採択              |
| 1974        | IL0140号条約・148号勧告(有給教育休暇)採択       |
| 1975        | ILO第60回総会婦人労働者の機会・待遇の均等宣言・行動計    |
|             | 画•決議採択                           |
| 1977        | IL0149号条約・157号勧告(看護職員の雇用・労働条件・生  |
|             | 活状態)採択                           |
| 1980        | 家庭責任をもつ男女労働者の機会待遇の均等条約案決議        |
|             | <u> </u>                         |